

都道府県労働局長殿

労働省労働基準局長

林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドラインの策定について

林業における労働災害は全体として減少傾向にあるものの、他産業に比べて依然として災害発生率が高いことから、第 8 次労働災害防止計画においても重点事項を定め、その対策に取り組んでいるところであるが、林業の作業を行う現場は市街地から離れた山林内であることが一般的であり、また、作業者が相互に離れて作業を行うことが多いため、労働災害が発生した場合にその発見が遅れたり、被災労働者の救護が遅れることとなり、それが大きな被害につながっているケースも少なくないことから、労働災害防止対策の徹底とともに、労働災害発生時等の緊急時に的確、迅速な措置をとることが重要である。

このようなことから、今般、労働災害発生時等の緊急時における連絡体制の整備・確立等を図り、被災労働者の早急な救護等を促進するため、別添のとおり「林業の作業現場における緊急連絡体制等の整備のためのガイドライン」を策定した。

については、関係事業場に対し、本ガイドラインの周知、徹底を図り、緊急時において的確、迅速な措置がとられるよう指導に努められたい。

なお、本件に関して、林野庁に対して別紙 1 のとおり、また、関係事業者団体に対し別紙 2 のとおり、それぞれ要請を行ったので了知されたい。

別添

林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン

1 目的

本ガイドラインは、林業の作業現場における緊急時の連絡体制の整備・確立等を促進することにより、労働災害の発生時における被災労働者の早急な救護等を図ることを目的とする。

2 本ガイドラインの対象

本ガイドラインは、伐木、造材、集材、造林等（以下「伐木等」という。）の作業を行う作業現場（以下「作業現場」という。）を有する林業の事業者に対して適用する。

3 緊急時における連絡体制等の整備

（1）緊急時における連絡の方法等の決定、周知

事業者は、作業現場の位置、作業内容、作業方法、作業現場に持ち込む通信機器、作業現場で利用できる連絡の手段等を勘案し、あらかじめ、緊急時（労働災害の発生時、労働者の所在不明時等をいう。）に対処するため必要な次の事項について定めるとともに、その内容を関係労働者に周知させること。

イ 伐木等の作業を個々の労働者が行う場所（以下「作業場所」という。）における作業中の労働者相互の連絡の方法

ロ 緊急時における作業場所と山土場、休憩場所、通信機器設置場所等連絡の際の拠点となる場所（以下「山土場等」という。）との連絡の方法

ハ 労働災害発生時における山土場等から事業場の事務所、消防機関等救急機関等への連絡の方法

ニ 労働災害発生時における被災労働者の災害発生場所から山土場等への移送の方法

ホ 労働災害発生時における被災労働者の山土場等から医療機関までの移送の方法

ヘ 作業現場に持ち込む負傷者の手当てに必要な救急用具及び材料（以下「救急用品」という。）の内容等

（2）連絡責任者の選任

事業者は、作業現場ごとに、連絡責任者を選任し、その氏名を関係労働者に周知させるとともに、連絡責任者に4の(1)、5の(1)並びに6の(2)及び(3)の事項を行わせること。

なお、連絡責任者が作業現場を離れるとき等その職務を果たせなくなるときは、連絡責任者にその職務を行う代理者を指名させるようにすること。

4 作業開始前の連絡の方法の確認等

事業者は、作業現場において伐木等の作業を行うときは、その作業を開始する前に次の事項を行うこと。

- (1) 連絡責任者に緊急時における連絡の方法の確認をさせること。この場合次の事項に留意すること。

イ 事業場の事務所、消防機関等救急機関等の連絡先

ロ 最寄りの有線電話の設置位置

ハ 木材の運搬に使用するトラックに通信機器が搭載されている場合は、当該通信機器の機能及び利用の可否

- (2) 連絡の方法として通信機器を使用する場合には、当該通信機器のバッテリーの充電状態及び故障の有無を確認し、異常がある場合はバッテリーの交換等必要な措置を講じること。

- (3) 作業現場に持ち込む救急用品の種類及び数量を確認し、不足がある場合は補充すること。

5 作業現場における安全の確認等

- (1) 事業者は、連絡責任者（代理者を含む。以下同じ。）に、作業現場において次の事項を行わせること。

イ 事業場の事務所との連絡に無線機器を使用する場合は、あらかじめ、作業現場から事業場の事務所への通信が可能である位置を確認しておくこと。

ロ 関係労働者に対し、3の(1)のイにより定めた方法による労働者相互の連絡を行い、相互の安全を確認するよう指示すること。

ハ 労働者が所在不明となった場合で労働災害等の可能性があるときは、直ちに捜索を実施すること。

- (2) 事業者は、労働者に、作業現場において次の事項を行わせること。

イ 連絡責任者の指示に従って労働者相互の連絡を行い、相互の安全を確認すること。

ロ 労働者相互の連絡において応答がない場合、作業の進捗状況からみて不自然にチェーンソーの音がしなくなった場合等他の労働者に何らかの異常が発生したことが考えられる場合には、当該労働者の作業場所に行く等により異常の有無を確認すること。この場合、異常があれば直ちに連絡責任者に連絡をすること。

6 労働災害発生時の連絡等

事業者は、労働災害が発生したときは、連絡責任者及び関係労働者に次の事項を行わせること。

- (1) 労働災害の発生を発見した労働者は、直ちに連絡責任者に被災の程度、救急車の必要の有無等を連絡すること。

- (2) 3の(1)のハにより定められた方法により、原則として連絡責任者が、事業場の事務所、消防機関等救急機関等に所要の連絡を行うこと。なお、この場合必要に応じ消防機関等救急機関に応急処置、被災労働者の移送の方法等について指示を求めること。
- (3) 連絡責任者は、必要に応じ、当該現場の労働者に労働災害の発生を知らせるとともに、応急処置の実施、山土場等への被災労働者の移送等被災状況に応じた措置を講じること。

7 教育訓練の実施

事業者は、関係労働者に対し、次の事項について教育訓練を行うこと。

- (1) 連絡体制
- (2) 通信機器の機能及び取扱いの方法
- (3) 作業場所における労働者相互の連絡の方法
- (4) 作業場所と山土場等との連絡の方法
- (5) 事業場の事務所、消防機関等救急機関等に対する連絡の方法及び救急機関からの指示の受け方
- (6) 被災労働者の移送の方法
- (7) 応急処置の方法

「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」の解説

本解説は、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」の趣旨、運用上の留意事項、内容の説明を記したものである。

「1 目的」について

林業の伐木等の作業は、通常複数の労働者からなる作業班を編成して行われるが、班内の各労働者が同一の場所で作業を行うことは少なく、各労働者は 100 メートルからときには数 100 メートル離れて一人で作業を行い、しかも短時間で作業場所を移動することが多いため、作業中に労働災害が発生した場合被災労働者の発見が相当遅れ、被害を大きくさせてしまうケースが少なくない。

また、一般に林業の作業を行う現場は市街地から遠く離れており、交通が不便でかつ電気通信事業者が提供する一般の電話も近づくなく、加えて携帯電話のサービスエリアの範囲外であることが多いため、労働災害が発生した場合に、即時に消防機関等救急機関に連絡することは困難であり、しかも、救急車が災害発生場所へ到着するのに相当な時間を要することが多いことから、さらに被害を大きくさせてしまうこととなる。

本ガイドラインは、このような林業の作業の実状を踏まえて、作業現場における連絡体制、労働災害発生時における作業現場から事業場の事務所、消防機関等救急機関等への連絡体制の整備・確立等を促進することにより、労働災害が発生した場合の早期発見及び被災労働者の早急な救護を図ることとしたものである。

なお、このような連絡体制の整備等により、作業中の関係者間での連絡調整が円滑に行われ、労働災害の未然防止を図ることも期待できるものである。

「3 緊急時における連絡体制等の整備」について

(1) 緊急時における連絡の方法等について

- イ 作業中の労働者相互の連絡の方法としては、声による方法、呼び子による方法、トランシーバーによる方法などがあること。
- ロ 労働災害発生時における連絡の方法の例としては、別紙に示すものがあること。
- ハ 関係労働者への周知については、7 の教育訓練によるほか、事業場の事務所、作業現場の休憩場所に掲示する等の方法があること。
- ニ (1) のロの「山土場」とは、伐木、集材の作業において伐採木をいったん集積する林道に隣接した場所であり、自動車が入れる最も作業現場に近い地点である。

(2) 通信機器の種類等について

電気通信事業者が提供する有線による一般の電話が使用できない場合の通信手段としては、①携帯電話、②無線通信、③集材装置用電話などがあるが、その概要は次のとおりであること。

- イ 電気通信事業者がそのサービスを提供する携帯電話には携帯無線電話及び自動車無線電話があり、そのサービスエリアは都市部が中心で、人口比率で 90%

以上をカバーしているが、多くの山間部はサービスエリア外であるので、伐木等の作業場所や山土場等においては使用が不可能であることが多いこと。

ロ 無線通信には次表のものがあがるが、通信距離を確保しようとすればするほど機材の重量が増加するとともに消費電力も増加すること。また、各種業務用無線局の開設には、無線従事者免許を有する者の配置や地方電波管理局から無線局の免許を受けることが必要であること。

ハ 集材装置用電話は、装置の運転席と荷かけ作業場所との間に設けられた有線又は無線のインターホンであり、荷かけ作業場所やその付近の作業場所と山土場との連絡手段の一部として活用することが可能であること。

なお、無線機の配備については、林野庁所管の林業改善資金の貸付対象とされており、また、林業構造改善事業の助成対象となっていること。

(4) 連絡責任者の選任について

連絡責任者は緊急時において連絡等の指揮をとる者であるので、作業全体の指揮をとる作業班の責任者を連絡責任者に選任しておくことが望ましいものであること。

また、連絡責任者は作業現場を離れるような場合には連絡責任者に代わってその職務を行う者を指名し、緊急時の指揮をとる者を明らかにしておくこと。

種類	概要	無線局開 局免許	有資格者による操作	通信範囲
特定小電力無線局（特定小電力トランシーバー）	出力 0.01W 以下であって、指定された呼出符号を自動的に送受するもので、技術基準適合証明を受けた設備を有するもの	不要	不要	200m～2km
簡易無線局	型式検定に合格した設備又は技術基準適合証明を受けた設備を使用するもので、一定の周波数帯及び出力	簡易な手続き	不要	2～6km
各種業務用無線局	種々	要	要 （ただし、陸上移動局及び携帯局の通信操作は除外）	50km 以上に及ぶことがあるが、谷間との通信は困難

「4 作業開始前の連絡の方法の確認等」について

(1) 最寄りの電話の設置位置について

通常、山土場等から事業場の事務所等には、業務用無線でなければ無線連絡することは困難であり、作業を行う場所の地形によってはこの方法によっても通信できない場合がある。このため、山土場等から自動車等により一番近い民家等に行き、その電話を借り、連絡しなければならない場合もあるので、あらかじめ確実にその位置を把握しておく必要があること。

(2) 木材の運搬に使用するトラックに搭載されている通信連絡設備について

通常、集材した木材は山土場でトラックに積み運搬するが、業務用無線を搭載したトラックもあり、これを借用し、運送会社に連絡をとり、そこから事業場の事務所、消防機関等救急機関等への連絡を要請することも有効な方法であること。

(3) 無線機器等の通信機器の点検について

無線機器等の通信機器には、充電可能な電池が使用されることが一般的であるので、常に通信機器を使用可能な状態にしておくために、その充電状態を確認する必要があること。

また、電池は繰り返し使用や経年によりその性能が大きく劣化することに留意する必要があること。

「5 作業現場における安全の確認等」について

(1) 無線機器による通信が可能な位置の確認について

無線機器による通信が可能な距離は、無線機器の出力だけではなく、地形等に大きく影響されることから、あらかじめ通信を試行し、通信が可能である位置がどこであるかを確認しておくことが重要であること。

(2) 作業場所における労働者相互の安全の確認について

イ あらかじめ、各労働者がどこでどのような作業を行うか等の作業配置、作業内容について明確にしておくこと。

ロ 連絡責任者は、労働者に対し、定時に又は異常を発見したとき、他の労働者から異常の発生の可能性について指摘があったとき等に労働者相互の連絡を行い安全の確認を行うよう指示することにより、労働者全員の安全を確認しておくようにする必要があること。

ハ 作業場所における労働者相互の安全の確認の方法としては次のようなものがあること。

(イ) 声の届く場所に行き、他の労働者に呼びかけ、応答があることを確認すること。

(ロ) 定められた時刻にすべてのチェーンソーを停止させ、あらかじめ定められた手順により呼び子で各労働者に呼びかけ、呼び子による応答があることを確認すること。

(ハ) トランシーバーを使用し、呼びかけて応答があることを確認すること。

ニ 各労働者にトランシーバーを携帯させている場合には、労働者が被災したときはそのトランシーバーにより被災者本人から連絡することが可能と考えられるが、トランシーバーを身に付けていない状態で労働災害に被災したとき又は身に付けていてもその操作が不可能となる程度に被災したときは、被災労働者が労働災害の発生を連絡することが不可能となることに留意しておく必要があること。

「6 労働災害発生時等の連絡等」について

- (1) 労働災害発生時における事業場の事務所、消防機関等救急機関等への連絡については、原則として、適切に状況判断ができる連絡責任者に行わせることとしているが、これは緊急を要するものであるので、連絡責任者に限らずその状況に応じて他の者が行うことも考えられるものであること。
- (2) 救急車の運転者が山土場等へ進入するに当たっては目標となるものが少ないことから、必要に応じ公道上等のわかりやすい目標のある位置で救急車を迎えるようにすること。また、あらかじめ、救急車の進入の際に目標となるものを確認しておくことが望ましいこと。
- (3) 早急な治療が必要な場合には、救急車の到着を待たずに、マイクロバス等により被災労働者の移送を始め、途中で救急車に移し換えること。このため、常にマイクロバス等を使用可能な状態にしておく必要があること。

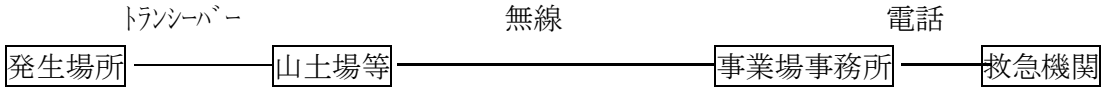
「7 教育訓練の実施」について

- (1) (1) の「通信機器の機能」には、地形に応じた交信可能な距離の目安、無線機器の使用可能時間等が含まれること。
- (2) (3) から (6) までの教育訓練の項目については、実際に作業を行う現場において訓練を行うことが望ましいものであること。
- (3) 被災労働者の早急な救護を図るためには、労働災害発生時にいかに早く消防機関等救急機関に連絡するかがポイントであり、このためには各労働者が必要な知識を持ち、相互に連携することが不可欠であることから、連絡責任者をはじめ関係労働者に教育訓練を繰り返し行うことが極めて重要であること。

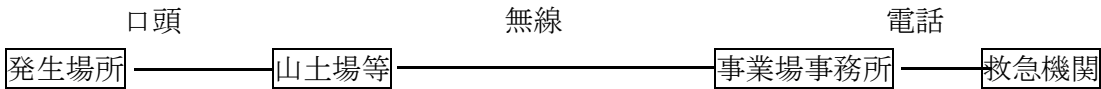
別紙

労働災害発生時における連絡方法の例

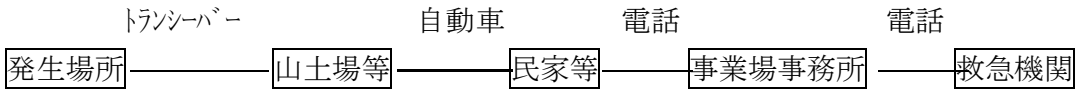
例 1



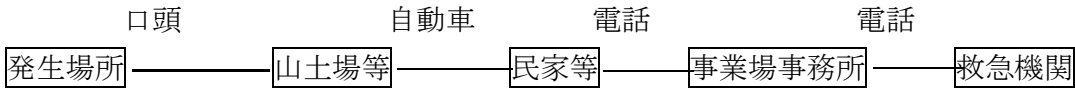
例 2



例 3



例 4



例 5



別紙 1

基 発 第 4 6 1 号

平成 6 年 7 月 18 日

林野庁林政部長 殿

労働省労働基準局長

林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドラインの策定について

林業における労働災害の防止については従来より安全衛生行政の重点として取り組んでいるところですが、林業においては作業場所が市街地から離れた山林内であること等の制約から、労働災害の発生時にその発見が遅れたり、被災労働者の救護が遅れることとなりやすく、被害が大きなものとなるケースが少なくないため、労働災害の防止とともに労働災害発生時に的確、迅速な措置をとることが重要であります。

このようなことから、今般、労働災害発生時等の緊急時における連絡体制の整備・確立等を図り、被災労働者の早急な救護等を促進するため、別添のとおり「林業の作業現場における緊急連絡体制等の整備のためのガイドライン」を策定したところであります。

つきましては、貴職におかれても地方公共団体及び林業関係団体等の関係者に対して、その周知徹底を図っていただくよう特段の御配意をお願いします。

基発第 461 号の2

平成6年7月18日

林業・木材製造業労働災害防止協会会長
全国森林組合連合会会長
全国素材生産業協同組合連合会会長
社団法人全国木材組合連合会会長
日本林業経営者協会会長
日本林業同友会会長
全国国有林造林業連絡協議会会長
全国木材チップ工業連合会会長

殿

労働省労働基準局長

林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドラインの策定について

貴協会におかれましては、平素より労働安全衛生の推進に積極的に取り組んでおられることに厚くお礼申し上げます。

さて、労働省におきましては、林業における労働災害の防止について従来より安全衛生行政の重点として取り組んでいるところですが、ご承知のとおり林業においては作業場所が市街地から離れた山林内であること等の制約から、労働災害の発生時にその発見が遅れたり、被災労働者の救護が遅れることとなりやすく、被害が大きなものとなるケースが少なくないため、労働災害の防止とともに労働災害発生時に的確、迅速な措置をとることが重要であります。

このようなことから、今般、労働災害発生時等の緊急時における連絡体制の整備・確立等を図り、被災労働者の早急な救護等を促進するため、別添のとおり「林業の作業現場における緊急連絡体制等の整備のためのガイドライン」を策定したところであります。つきましては、貴協会におかれても会員その他の関係者に対して、その周知徹底を図っていただくよう特段の御配慮をお願いします。